様式第３号

沖縄県土木建築部一般競争入札公告　中第 102 号

一般競争入札方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、次のとおり入札の手続を開始します。

令和６年３月 22 日

沖縄県土木建築部中部土木事務所
所　長　　高嶺　賢巳

１　入札に付する事項

(1) 業務名　　令和６年度　中部土木事務所における土地の表示登記に係る用地測量調査業務委託
(2) 履行場所　中部土木事務所管内
(3) 業務内容　表示登記業務仕様書による。
(4) 履行期間　契約締結日の翌日（土日祝日を除く）から令和７年３月 31 日まで

２　入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2) 沖縄県土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士が３人以上在籍する土地家屋調査士法人、又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注業務委託等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては、更生計画の認可がなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、再生計画の認可がなされた者であること。

３　契約条項等を示す期間及び配布方法

(1) 期　　間　令和６年３月 22 日（金）から令和６年４月 17 日（水）午後５時まで
(2) 配布方法　沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード
https://www. ep-bis. supercals. jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000

４　入札参加資格の申請方法等

本件入札への参加希望者は、２の入札参加資格に掲げる事項について入札参加資格の有無の確認のため、一般競争入札参加資格確認申請書に必要な書類を添付し、次に定めるところにより提出すること。

(1) 受付期間　令和６年３月 22 日（金）から令和６年４月１日（月）
午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
(2) 提出場所　〒904-2155　沖縄県沖縄市美原１－６-34　３階
沖縄県中部土木事務所　河川都市用地班　電話番号　098-894-6517
(3) 提出方法　持参又は郵送（提出期限必着。配達が確認できる方法にて送付すること）により提出すること。電送（メールやファクシミリ等）によるものは受け付けない。
(4) その他
ア　資料等の作成に要する費用は、申請者が負担すること。
イ　提出された書類を入札参加資格の確認以外では申請者に無断で使用しない。
ウ　提出された書類は返却しない。
エ　提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めない。

５　入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認結果については、各申請者に入札参加資格確認通知書により通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。
(2) 入札参加資格がないと判断された者は、次に定めるところにより、書面（様式自由）を持参し、その理由の説明を求めることができる。
ア　受付期間　令和６年４月８日（月）から令和６年４月 15 日（月）
午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）
イ　受付場所　〒904-2155　沖縄県沖縄市美原１－６-34　３階
沖縄県中部土木事務所　河川都市用地班　電話番号　098-894-6517

６　入札手続等

(1) 入札執行の場所及び日時
ア　入札場所　〒904-2155　沖縄県沖縄市美原１－６-34
沖縄県中部土木事務所　４階入札室
イ　入札日時　令和６年４月 18 日（木）　午前 10 時
(2) 入札の方法
入札参加者は、仕様書に定める各項目の予定数量に応じた単価を各々算出し、その合計額を契約希望金額とすること。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。
入札の際は、封筒に入札書と業務内訳書（第３号様式（その２））を同封すること。
(3) 入札に関する注意事項
ア　入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
イ　入札書、委任状には、委託業務名等、この公告の記載に従い記入すること。
ウ　委任状は必要な事項を記載し、委任者及び受任者記名、押印のうえ提出する。
エ　代理人が入札を行う場合、入札参加者は代理人に委任状を持参させなければならない。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
オ　入札者は、提出済みの入札書の書換え、引き換え又は撤回することはできない。

7　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県財務規則第 12 号）第 100 条の規定により、見積る契約金額の 100 分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ　国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

本件に係る契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条の定めるところにより、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第２項第１号から第３号に該当する場合は免除とする。

また、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の 100 分の５を県に納付しなければならない。

8　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者の行った入札
(2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
(3) 入札の条件に違反した入札
(4) 同一人が同一事項について行った２通以上の入札
(5) ２人以上の者から委任を受けた者が行った入札
(6) 入札書の表記金額を訂正した入札
(7) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱又は不明な入札
(8) 談合又はその他不正な行為があった入札
(9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

9　落札者の決定

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がある時は、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。入札回数は３回（１回目の入札を含む。）までとする。

10　本公告に関する質問及び回答

(1) 受付期間　令和６年３月 22 日（金）から令和６年３月 27 日（水）
午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

(2) 提出先　〒904-2155　沖縄県沖縄市美原１－６-34　３階
沖縄県中部土木事務所　河川都市用地班
電話番号　098-894-6517　　FAX 番号　098-937-2510

(3) 提出方法　持参又はファクシミリにより提出。なお、ファクシミリにより提出する場合は、必ず電話により到達確認を行うこと。

(4) 回答方法　沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムに掲載する。
https://www. ep-bis. supercals. jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000

(5) 回答掲載期限　回答日から令和６年３月 29 日（金）午後５時まで

11　その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 最低制限価格は設定しない。

(3) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、沖縄県財務規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。

(4)本手続きは、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合は契約を締結しない。また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。